



月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043(222) 7207 番

94.3.9 No. 3956

「勝浦支部不当配転問題で」 団交関係拒否(3月8日)

団交を拒否し、 一方的に席を蹴る



三月八日、十六時三〇分より、勝浦運転区から千葉運転区への不当配転通知の撤回を求めて団交交渉が予定されていた。この日の団交には、当該の勝浦支部代表も多くかけつけた。ところが、千葉支社当局は、「このようないかなる状態で団交交渉を行なう気はない」と称して、団交を拒否し、一方的に席を蹴ったのである。憲法・労働組合法で保障された団交交渉を拒否するのは明らかでない不当労働行為だ。何ひとつ道理のない不当配転の通知を行ったばかりか、この通知に関する団交交渉をも拒否するなど、断じて許すことはできない!

二重三重の 不当労働行為だ

当局が主張した団交拒否の唯一の理由は、「交渉員の人数が多すぎる」ということである。当局は、「他労組(労働協約締結組合)に準じた人数しか認めない」というのだ。冗談ではない! 一方では、労働協約未締結を理由に団交交渉員の勤務解放や組合掲示板・組合事務所の設置など、様々な不利益を強制し、他方当局側に都合の悪い所だけは、協約締結組合に準じて

取扱うというのだ。こんな理の 通らぬことが通用するとも思 っているのか。

団交交渉に何人参加するかは、労働組合がその必要性によって自主的に判断することだ。人数が多いとか少ないとか、当局側がこれに介入するのはそれ自身不当労働行為だ。つまり、団交拒否に加え、二重の不当労働行為である。「労働者が労働組合を運営することを支配し、若しくは介入すること」「団体交渉を拒むこと」は、不当労働行為に当たると労働組合法に定められていることすら知らないのか! 千葉支社は、団交拒否、支配介入を謝罪し、直ちに団交交渉を開催せよ!

そればかりではない。勝浦運 転区当局は、団交の前日、急遽 区長・助役が会議をもち、団交 当日に「安全会議」なるものを を開くことを決定し、区社員に 参加を呼びかけたのである。明 日の「安全会議」を前日に決定 するなど考えられないことだ。 要するに、この「安全会議」は、 支部組合員を団交に参加させな いこと、団交参加を妨害するこ とだけを唯一の目的として決定

されたのだ。しかも当日には、何人の組合員が上り列車に乗り込むかまでチェックしたのである。断じて許すことのできぬ違法行為だ。ここまでして、支部組合員が団交に参加することを妨害し、あげくのはては団交開催を拒否したのだ。まさに異常な対応という他ない。

直ちに配転通知 を撤回せよ!

結局千葉支社は、こうした対応によって、今回の配転が、労働政策以外に何ひとつ合理性のないものであることを自己暴露してしまっただけだ。前回館山の配転と言い、今回の勝浦の配転と言い、通勤距離や本人の希望、生活条件等を一切無視した配転を外周各区と上り各区の間で繰返すようなやり方を断じて認めろことはできない。

急ぎ安全会議を 団交参加を妨害

千葉支社は、直ちに配転の事前通知を撤回せよ! 団交妨害・拒否、支配・介入を謝罪せよ!

3月6日・7日の両日、大阪 市・豊中市民会館において、部 落解放同盟全国連合会第三回全 国大会が開催され、全国連に結 集する部落大衆、全国連と共に 闘う多くの労働者が結集し、日 帝・資本による部落差別を糾弾 し、労働組合をつくる方針を決 定した。

今回の第三回全国大会において全国連は、昨年の第二回大会で打ち出した「資本の部落差別と闘う」方針の具体的取り組みとして、昨年から全国連の支部において労働実態調査が展開され、その結果、部落の労働者に対する資本の差別的低賃金・差別的賃金格差の実態が明らかにされた。

これは、全国連の「部落差別の今日的根源が、資本の差別的排除・搾取・収奪にこそ存在する」とした部落差別の規定を如実に物語ったものであった。

全国連は、この結果をうけて、今回の第三回全国大会を期して、全国連が指導する業種別、産業別労働組合をつくらせて資本と対決し、部落の労働者の低賃金、劣悪な労働条件の解決、さらに、資本による部落差別を徹底的に糾弾する方針を決定した。また、無実の罪で千葉刑務所に囚われの身となっている石川一雄さんの奪還を掲げ、3・27千葉刑包圍闘争を全力で闘うことを決定し、大会は大成功を収めた。

労働運動を担う反核・反戦・反安保・反運輸・反合

差別部落の 資本金と闘う(3回) 解放同盟全国連大会 報告。(3月6・7日)